

讓之時、其會人等咲、其相讓之狀、略下

〔日本書紀二十二年〕二十年、是歲、略中百濟人味摩之歸化、曰、學于吳、得伎樂舞、則安置櫻井、而集少年、令

習伎樂舞、於是眞野首弟子、新漢齊文二人習之、傳其舞、

〔日本靈異記下〕村童戲刻木佛像、愚夫斫破、以現得惡死報緣第廿九

當里○紀伊國秦里小子入山拾薪、其山道側戲遊、木刻以爲佛像、累石爲塔、以戲刻佛而居石寺、時々戲遊、中略

村童左土和良波部

〔古今著聞集五和歌〕和泉式部忍て稻荷へ參けるに、田中明神の程にて時雨のまけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり、下向の程にはれにければ、此あを、かへしとらせてけり、さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の文もちてた、すみければ、あれは何者ぞといへば、此御ふみまゐらせ候はんと、いひて、さし置たるをひろげてみれば、

時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてき、と書たりけり、式部あはれと思ひて、此わらはをよびて、おくへといひて、よび入けるとなん、

〔十訓抄二〕肥後守盛重は周防の國の百姓の子なり、六條右大臣顯房の御家人に、なにがしとかや、かの國の目代にてくだりたりけるに、次ありて、かの小童にてあるをみるに、魂ありげなりければ、よびとりていとおしくしけるを、京にのぼりてのち、供に具して大臣の御許に參たりけるに、南面に梅木の大きながあるを、梅とらんとて、人の供の者ども、あまた礫にて打けるを、圭のあやつとらへよと、みすの内より、いひ出し給たりければ、蛛のこをふきちらすやうに逃にけり、其中に童一人、木のもとにやをら立かくれて、さし歩て行けるを、優にもさりげなくもてなすかなと